

令和3年度 鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会（第3回）

- 1 日 時 令和3年12月10日（金） 午後1時30分から
- 2 場 所 鳥取市河原町山手新可燃物処理施設建設工事事務所
- 3 出席者
 （出席委員12名）
 星川会長、金委員、松長委員、林委員、広沢委員、西原委員、山根委員、
 田中委員、木下優委員、清水委員、木下陽委員、中嶋委員
 （事務局）
 遠藤事務局長、小清水福祉環境課長、有田福祉環境課課長補佐
 （構成市町職員）
 湯谷主査（鳥取市下水道企画課）、田中主査（鳥取市下水道企画課）、
 前田係長（鳥取市下水道経営課）、赤松主任（岩美町環境水道課）、神田主事（智頭町
 税務住民課）、森岡主任（若桜町地域整備課）、平木係長（八頭町上下水道課）
- 4 議事録署名委員選出（2名）
 西原委員、山根委員
- 5 議事要旨
 以下のとおり（発言内容は要約しています。）

午後1時30分開会

発言者	発言内容
事務局	（開会、あいさつ）
会長	（あいさつ）
事務局	（事務局長あいさつ）
事務局	（議事録署名委員の選出）
事務局	(1) 下水道処理施設の水質について （説明）
会長	今の説明は前回の審議会の時に、排出される基準値がどうなっているか、という質問があったことを受けての回答だが、何か質問がなければ次に移らせていただく。
事務局	(2) 一般廃棄物（生活排水）処理基本計画の改訂（案）について ③表現等の変更箇所 ア. 前回審議会との変更箇所 No.1、No.9 （説明）
会長	レジュメの中で、文言を統一するために修正した箇所、数値が確定して変わった箇所に関しては明朝体で書かれている。そういう箇所に関しては一項目ずつここで審議して、修正するかどうかということを決める必要はないと思う。そ

	れから、②の数値の変更による修正も明朝体で書かれている。それ以外の、前回の審議会で審議していただいた内容に関わる見直しで、こう内容を加えたらいいのではないかというような意見をいただいた部分、表現の仕方そのものを大きく変更した部分に関してはゴシック体で書かれている。今日の審議会で特に審議していただきたい内容は、レジュメの2ページ、3ページの表の中のゴシック体で書かれている項目である。そこを了解していただいた上で具体的な説明を始めていただく。
事務局	(2)一般廃棄物（生活排水）理基本計画の改訂（案）について ③表現等の変更箇所 イ. H28 策定計画からの変更箇所 No.8、No.9、No.11～No.13 (説明)
委員	改訂版の25ページと26ページは、表が全部青字でできているが、前計画ではこれは載っていたのか。今回載せるのであれば住民にとっては大切な部分なので説明していただきたい。
事務局 (鳥取市)	鳥取市では汲み取り便所を水洗便所に改良したり、浄化槽を撤去して公共下水道に接続する際に、無利子の融資制度を準備している。幹旋の金額は10万円以上80万円以内、見積りの金額以内というところで融資をさせていただいている。条件として、安定、継続した収入がある方ということになっている。
委員	改訂版の30ページで、施設を統廃合することでトータルコストの低減についても検討するとあるが、下水道の広域共同化をしていくということか。
事務局 (鳥取市)	鳥取市は、年次的、計画的に排水施設や処理施設の統合を進めている。鳥取市の区域内ではあるが施設の統合を順次進めている。
委員	今のところは使用料の収入でなりたっているというわけか。
事務局 (鳥取市)	そのとおりである。鳥取市では下水道等事業経営戦略とあって、将来を見据えた施設の運営ということで、統合や人口の減少を踏まえた施設の縮小というものを整備しながら運営している。
委員	共同体で運営していくという意味合いか。
事務局 (鳥取市)	行政区域を越えた広域化の取り組みというのは、県を挙げて広域化、共同化の計画の整備をしているところだが、鳥取市としては、平成16年の合併当時に数多くの諸事情を抱えたので、まず区域内の統合を優先している。あと、行政区域を超えた連携については、ソフト的なものであるとか人材育成であるとか、そういったものに集約して協議を進めている。
事務局	改訂版26ページの表23の岩美町の住宅新築・リフォーム資金助成ということで、岩美町が若干違う視点からの制度を設けているので、説明をしていただく。
事務局 (岩美町)	岩美町では住宅新築・リフォーム資金助成ということで、下水道に接続した世帯に対して区分に応じて、リフォームであれば通常世帯で対象工事費の10パーセント、子育て世帯、若者世帯、多世代同居世帯については対象工事費の1

	5パーセントの助成をしている。
会長	これは具体例の紹介で、ここでどうこう審議する内容ではないので、このまま掲載ということにさせていただきたい。
各委員	了承。
委員	浄化槽の保守点検について、他の委員も点検の実施率が低いと言われていた。なんとか点検の実施率を上げて環境を守っていけるようになればよいと思う。具体的な取組みというのは書きにくいと思うが、今後も今まで以上に実施率を上げていくために取り組んでいただきたい。
会長	改訂版29ページの浄化槽の保守点検に関して、上から3行目のところで「啓発していきます」という表現になっている。具体的な数値目標を挙げるのは大変だと思うが、「法定検査の実施率の向上を目指します」とか、そういう形で入れるのは可能か。改訂版16ページで出てきた課題の言葉をそのまま受けて、「浄化槽の点検・清掃・法定検査の実施率の向上を目指します」というような一文を入れるだけでも、課題の解決になると思う。あるいは「何々を向上させるために」とか、「実施するように計画しています」、もっと細かく言えば改訂版29ページの文章の上から2行目の「保守点検・清掃・法定検査を実施するよう」など、その言葉を考えていただきたい。
事務局	もう一步進めていくという意思表示で、何かしら加えさせていただく。また会長と相談させていただきたい。
各委員	会長に一任する。
会長	第4章については、保守点検の実施率の部分を除いてこの提案のとおりとさせていただければと思う。それでは、次の第5章に移らせていただく。第5章についても、本日のレジュメの3ページの表に基づいて説明をお願いします。
事務局	(2)一般廃棄物（生活排水）処理基本計画の改訂（案）について ③表現等の変更箇所 イ.H28 策定計画からの変更箇所 No.15～No.25 (説明)
会長	平成28年5月に基本計画を策定し、5年ごとの目標を定めてやってきて、最初の5年が経過した今回、5年前の数値と現在の数値がどうなったかというのが実際の数値として表されている。基本計画通りに進めていけるのか、何か根本的に見直さないといけないのかということを確認するのが今回の審議会の役割である。改訂版32ページの生活排水処理の目標でいくと、平成28年度に策定した計画の5年後の目標の94パーセントというのがほぼそのまま到達できたということになる。更に5年後に95.8パーセント、10年後に96.2パーセントという目標は、平成28年度の基本計画の目標とほぼ同じ値であるので、基本計画の目標とほぼ同じ数値で経緯していけるのではないかということを表している。下水道、合併浄化槽、それ以外の処理システムできちんと処理され、未処理人口を減らして、処理人口を増やしていくというのが目標であ

	<p>る。令和12年度の生活排水処理率を96.2パーセントにするという目標を大きくいじらなくても、平成28年度の基本計画の目標をそのまま維持していけばよいのではないかとこの値になっていると理解すればよいか。</p>
事務局	<p>そのとおりである。</p>
会長	<p>これで、改訂版の内容については5章まで終了したということで、大筋今までの話で、令和3年度の改訂版を作成するというので、ご了承いただく形よろしいか。</p>
各委員	<p>了承。</p>
事務局	<p>(3) 今後のスケジュール（案）について （説明） （事務局長あいさつ） 閉会</p>